



行政へのコンダクター



民生委員・児童委員

お子様のこと、**高齢者**のこと、**身障者**のこと、

生活困窮のことで、お困りのことはありませんか？

一度、西真美の民生児童委員に相談してみてください。

行政へのコンタクトをご紹介します。

西真美の民生児童委員は、



西真美 1 丁目 担当： 北辻 早苗（090-3651-9313）



西真美 2 丁目 担当： 青山 一男（090-7764-9771）



西真美 3 丁目 担当： 西田 喜久子（090-4764-0479）

*西真美 2 丁目西（バス通り西側）担当の民生児童委員が欠員です。
募集しております。

*今年の 1 2 月に民生児童委員の改選を向かえます。ボランティア活動
にご興味のある方、地元のお役にたちと思われる方、立候補をお願いします。



民生児童委員活動へのご質問は、青山まで





Dさん

民 生委員・児童委員は、同じ地域の一員として近くにいるという**安心感を与えられる**と思います。「あなたがいるから安心して暮らせている」と頼りにされたことにやりがいを感じました。**あたたかい地域のために欠かせない存在**が民生委員・児童委員です。

地 域の方と顔見知りになり、さまざまな素敵な生き方に触れたことで**見聞が広がり、自分自身の人生を豊かにする学び**が得られました。また、子どもたちが立派に成長して声をかけてくれたときは、なつかしさと嬉しさでいっぱいになりました。



Aさん



みになっ
て
みません
か？

民生委員 児童委員

あなたも

地域を“見守る”
“つながり”をつくる



Bさん

い つでも頼りにしてもらえると嬉しく、やりがいを感じます。いろいろなことがありましたが、たくさんの**笑顔に出会えました**。「ありがとう」という**感謝の言葉**が、民生委員・児童委員になった喜びであり続けられる理由です。

民 生委員・児童委員について何もわからず、PTAの延長線上にある活動なのかと疑問が残るなか引き受けました。しかし、民生委員・児童委員の活動は**多くの仲間と取り組む地域福祉活動**であり、同じ目的の仲間に出会えたことは、**かけがえのない財産**となっています。



Cさん

民生委員・児童委員とは

「民生委員・児童委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、**地域福祉の担い手**として全国で**約23万人**が活動しています（非常勤の地方公務員にあたります）。

民生委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「**つなぎ役**」としての役割を担っています。

また、児童福祉法に定められた**児童委員を兼ね**ており、子どもや子育て家庭の相談支援とともに、児童の健全育成活動にもあたっており、民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する**主任児童委員**に指名されます。

※主任児童委員の“主任”は職位ではなく
主になって任務を受け持つという意味です。

民生委員・児童委員活動を
紹介した動画はこちら



よくある質問にお答えします！

Q1 資格は必要ですか？

A 資格や専門知識は**不要**です。

Q3 守らなければならないルールはありますか？

A 住民の個別の相談に応じるために、**守秘義務**が課せられています。

Q5 ひとりでの活動が不安なのですが大丈夫でしょうか？

A それぞれの地域において、すべての民生委員・児童委員が民生委員児童委員協議会に所属し、**多くの仲間とともに協力しながら活動**しています。

※地域活動に慣れていなくても安心して活動できます。

Q2 報酬・経費はありますか？

A 民生委員・児童委員は**無報酬**ですが、活動に**必要な費用**（電話代や交通費など）の一部は支弁されます。

Q4 働きながら活動はできますか？

A **働きながらや子育てをしながら活動**されている民生委員・児童委員も多くいます。

※行政や民生委員児童委員協議会が個々の委員の活動をサポートしています。

Q6 任期は何年ですか？

A 任期は**3年**です。
3年おきに全国で一斉改選が行われます。

（一斉改選時期以外にも、欠員が生じた場合は随時選任が行われます。）